

答申第151号

平成24年10月26日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成24年2月1日付神行財管第2635号-2により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

長田区西尻池財産区に係る

- ・すべての財産目録（固定資産台帳など）
- ・旧公会堂の取りこわしに関する資料（神戸市の指導、「守る会」からの交渉経過もあれば）

### 1 審査会の結論

実施機関の文書の特定に不合理な点はなく、「土地台帳」及び「事務処理報告書」を特定し、部分公開とした決定は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求を行った。

「長田区西尻池財産区に係る

- ・すべての財産目録（固定資産台帳など）
- ・旧公会堂の取りこわしに係る資料（神戸市の指導、西尻池財産区からの上申書等。『守る会』からの交渉経過もあれば）
- ・財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、上記請求のうち「すべての財産目録（固定資産台帳など）」、「旧公会堂の取りこわしに係る資料（神戸市の指導。『守る会』からの交渉経過もあれば）」の請求（以下「本件請求」という。）に対して、「土地台帳」及び「事務処理報告書」を特定したうえで、法人名及び個人の氏名を非公開とする部分公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、他に文書が存在するはずであり、本件請求の内容に合致する文書のすべてが公開されていないとして、異議申立てを行った。

(4) なお、実施機関は、申立人からの公開請求のうち「旧公会堂の取りこわしに係る資料（西尻池財産区からの上申書等）」及び「財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式」について、公文書を保有していないことによる非公開決定を別に行っており、申立人はその決定についても異議申立てを行っている。これについては別案件として当審査会に諮問されている。

### 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 23 年 12 月 8 日付の異議申立書、平成 24 年 3 月 13 日付の意見書及び平成 24 年 5 月 23 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求の内容に合致する文書のすべてが公開されていない。具体的には、旧公会堂の建物が記載された文書が見当たらない。

実施機関は「旧公会堂に関わる建物登記はなされていないため、それに関する台帳は不存在」と主張しているが、一部登記されていると神戸市職員に確認している。この登記されているという事実をどのように考えるのか。「台帳」という名義にかかわらず何らかの

資料があるはずである。

また、神戸市は、旧公会堂の固定資産税について免除するという行為をしている事実がある。このことは何らかの資料があるとは考えられない。

旧公会堂取壊し関連文書の開示は民間の資料が含まれており、すべての交渉経過であるとは思えない。また、西尻池財産区における取壊しの決議が口頭でされたことも信じられない。決議文書の存在なしに公金の支出計画を神戸市の職員が作成し、神戸市長の決裁をもらうことなど考えられない。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 24 年 2 月 22 日付の非公開理由説明書及び平成 24 年 3 月 22 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求のうち「すべての財産目録（固定資産台帳など）」に対し、西尻池財産区が所有する土地（9 筆）に係る「土地台帳」を請求の内容に合致する文書として公開した。旧公会堂に関わる建物登記はなされていないため、それに関する台帳は不存在である。

旧公会堂は大正 15 年竣工（『兵庫県の近代化遺産』より）とされているが、建設に伴う建物図面などの資料等は不存在である。

当該建物は医療施設（診療所）として利用されていたが、施設の閉鎖に伴って平成 22 年 3 月に返還されている。

旧公会堂に関わる今後の対応は、平成 22 年 11 月に開催された財産区の総会において概ね解体の方向で理解を得られたと財産区管理委員より報告を受けていたが、平成 23 年 11 月の総会で建物解体について異論が出されたと聞いている。

現時点では、旧公会堂の取り壊し決議文書及び支出計画は作成されておらず、不存在である。

本件請求のうち「旧公会堂の取りこわしに係る資料（神戸市の指導。『守る会』からの交渉経過もあれば）」については、実施機関は西尻池財産区管理委員会委員に面談のうえ、旧公会堂建物の保存の要請を口頭で行っているが、その際の「事務処理報告書」を本市の指導内容を記載している公文書として特定して公開した。

また、「守る会」を「長田の近代建築を再発見する会」と特定し、同会の代表より活動内容等の説明を受けた際の「事務処理報告書」及び同会作成による「建物調査報告書」を特定し、非公開情報を除き部分公開した。

これら以外に、旧公会堂の取壊しに関して、神戸市の指導交渉した記録及び守る会からの交渉経過記録は存在しない。

以上の理由から、本件決定において特定した文書以外に、本件請求に対して特定すべき文書はなく、本件請求内容に合致した形での文書開示であると判断した。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件における請求文書について

申立人が公開請求を行った文書は、以下のとおりである。

長田区西尻池財産区に係る

- ・すべての財産目録（固定資産台帳など）
- ・旧公会堂の取りこわしに関係する資料（神戸市の指導、西尻池財産区からの上申書等。『守る会』からの交渉経過もあれば）
- ・財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式

### (2) 争点

実施機関は、上記請求のうち「すべての財産目録（固定資産台帳など）」、「旧公会堂の取りこわしに関係する資料（神戸市の指導。『守る会』からの交渉経過もあれば）」について、「土地台帳」及び「事務処理報告書」を特定したうえで、法人等の情報及び個人の氏名を非公開とする部分公開の決定を行った。これに対し、申立人は、他に文書が存在するはずであり、本件請求の内容に合致する文書のすべてが公開されていないとして争っている。

したがって、本件における争点は、公開された文書以外の、本件請求の趣旨に合致する文書の存否である。

以下、検討する。

### (3) 本件決定で特定された文書について

実施機関によると、西尻池財産区においては、財産区の運営に財産区住民の意思を反映させるため、審議機関として地方自治法上の管理会を設置している。財産区の所有財産の日常的な維持管理や会館の運営等は管理会が専ら行い、財産の処分や市長保管金の支出など重要な行為については、管理会の同意を得て管理者たる市長が行っている。

財産区の財産目録に該当する文書としては、市の所有財産に準じて作成している土地台帳及び建物台帳があり、実施機関では財産区ごとに台帳を作成し、保管している。実施機関は本件請求を受けて、全財産区の台帳の中から、西尻池財産区の「土地台帳」を対象文書として特定している。

旧公会堂の取壊しに関係する資料の請求に対しては、西尻池財産区管理会委員に面談した際の記録、長田の近代建築を再発見する会から説明を受けた際の記録及び同会作成の建物調査報告書を対象文書として特定している。

### (4) 申立人の主張する文書について

申立人は、旧公会堂の建物が記載された文書が存在するはずであると主張している。具体的には、建物の一部が登記されていることや、固定資産税を免除していることから、何らかの文書が存在するはずであるとしている。

この点について実施機関に確認したところ、登記に関しては、旧公会堂に増築された個人所有部分の登記が存在しているとのことであった。神戸地方法務局の登記記録によると、以前に賃貸借契約に基づき旧公会堂を診療所として利用していた者が、自ら増築

した部分について、昭和36年12月に所有権保存登記を行っている。

一方、西尻池財産区所有の建物自体の登記はされておらず、また、西尻池財産区の建物台帳も作成されていないとのことであり、審査会として、旧公会堂に関する建物台帳もしくはそれに類する文書の存在を確認することはできなかった。

また、実施機関によれば、財産区所有の建物は非課税であり、申立人の主張するような固定資産税の免除措置を行っているものではなく、通常、未登記の非課税物件であればそもそも文書は作成されないもので、本件の旧公会堂についても文書は存在しないとのことであった。

さらに申立人は、西尻池財産区における取壊しの決議の文書が存在するはずであると主張しているが、実施機関によると、旧公会堂に関しては、平成22年11月に開催された財産区の総会において概ね解体の方向で理解を得られたものの、平成23年11月の総会で解体に異論が出されている状況であり、現時点では財産区において旧公会堂の解体を決議するに至っておらず、解体決議に関する何らの文書も取得していないとのことであった。

以上から判断すると、本件決定において実施機関が特定した文書以外に、申立人の主張する文書で特定すべきものは存在しないと考えられる。

(5) 本件決定の妥当性について

その他、審査会は、本件決定において特定した文書以外に、本件請求内容に合致する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

したがって、実施機関の文書の特定に不合理な点はなく、本件決定は妥当であると認められる。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成24年2月1日	—	* 諮問書を受理
平成24年2月24日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年3月13日	—	* 申立人から意見書を受理
平成24年3月22日	第255回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成24年5月23日	第256回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成24年6月20日	第257回審査会	* 審議
平成24年7月9日	第258回審査会	* 審議
平成24年8月8日	第259回審査会	* 審議
平成24年9月10日	第260回審査会	* 審議
平成24年10月5日	第261回審査会	* 審議